

# 大気汚染防止法の改正に伴い アスベスト工事のルールが変わります（令和3年4月から）

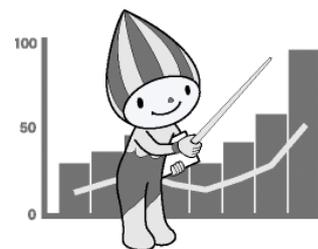
## 1 規制対象の拡大

規制の対象に、新たに**石綿含有成形板等（レベル3建材）**が追加されました。

建材の区分	規制	改正前		改正後
石綿含有成形板等 （レベル3建材）	特定粉じん排出等作業実施届出書	不要	→	不要
	作業基準	なし	→	あり

※届出書の提出は不要ですが、作業基準を遵守する必要があります。

- 切断や破砕等をせず、**手ばらし等で原形のまま取り外してください。**
- 手ばらし等が技術上著しく困難なときに限り、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。なお、ケイ酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。



## 2 作業計画の作成

全てのアスベスト工事の開始前に、元請業者は**作業計画を作成**することが必要になりました。

## 3 事前調査の実施

全ての解体等工事について、元請業者は**事前調査結果の記録を3年間保存**することが必要になりました。  
なお、**発注者への説明書面も3年間保存**することが必要になりました。

※令和4年4月からは、事前調査結果を岐阜県に報告することが必要になります。

令和5年10月からは、事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者が実施することが必要になります。

## 4 作業実施状況の記録の作成

隔離養生が必要なアスベスト工事については、工事が終了するまでの間、**作業実施状況の記録**を作成することが必要になりました。

## 5 特定建築材料の除去等完了後に目視確認

全てのアスベスト工事において、除去等完了後、元請業者は「建築物石綿含有建材調査者」、「アスベスト診断士」又は「石綿作業主任者」に**目視確認**をさせることが必要になりました。

## 6 発注者への作業結果の報告

全てのアスベスト工事が完了後、元請業者は**作業記録を作成し、発注者へ書面報告**することが必要になりました。  
なお、記録・報告は、3年間保存することが必要になりました。

## 7 石綿含有仕上塗材の取り扱い

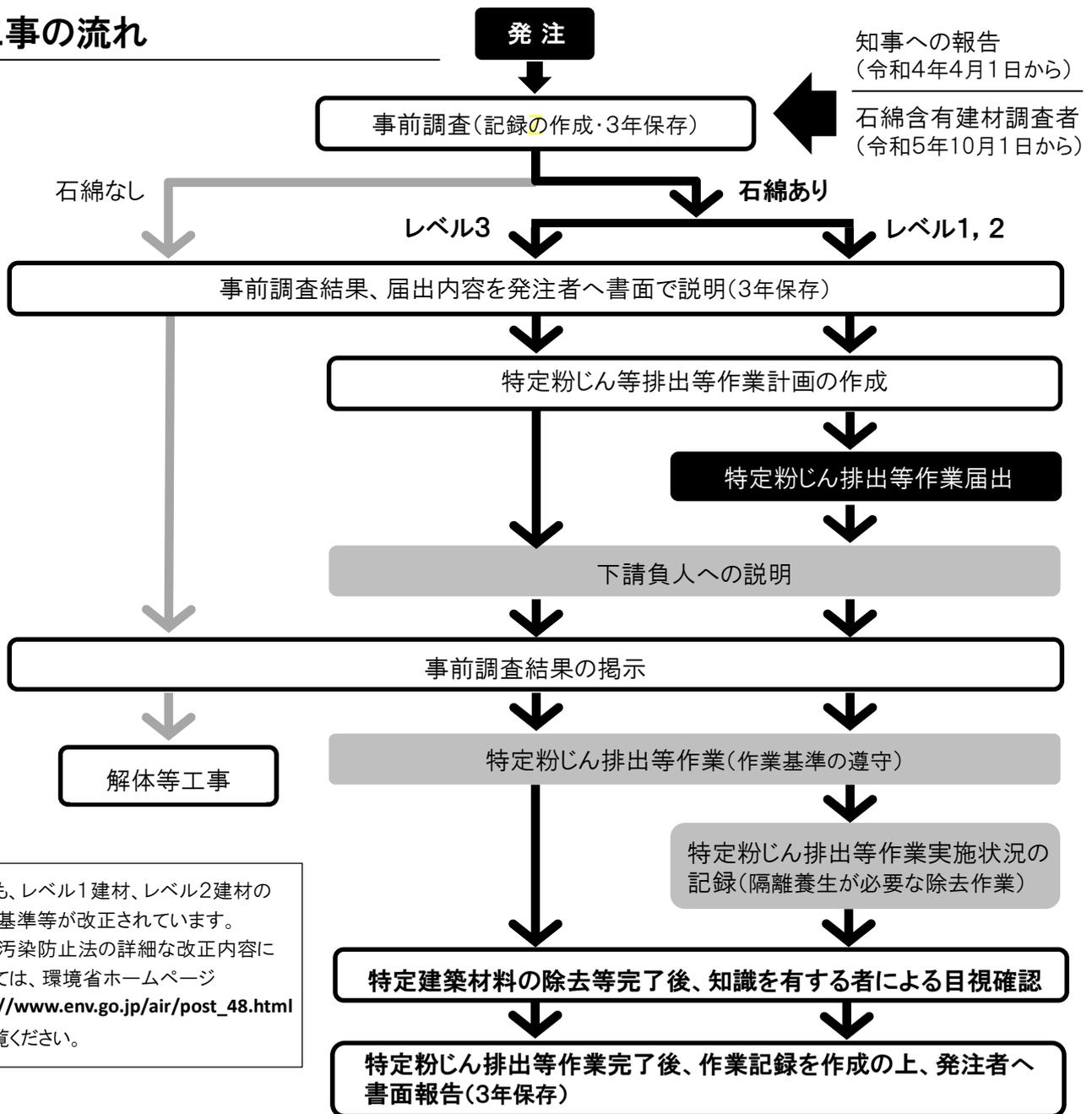
石綿含有仕上塗材はレベル3建材として取り扱うことになりました。

	改正前		改正後
建材の区分	吹付け施工の場合：レベル1	→	レベル3
特定粉じん排出等作業実施届出書	吹付け施工の場合：要	→	不要
作業基準	吹付け施工の場合：あり	→	あり

※吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは従来どおりレベル1建材に該当します。



# 工事の流れ



## 問い合わせ先

所属	電話番号	管轄市町村
岐阜地域環境室(岐阜県庁内)	058-272-1111 (内線3243)	羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、岐南町、笠松町、北方町 ※岐阜市は、岐阜市役所 環境部環境保全課にお問い合わせください。
西濃県事務所環境課(西濃総合庁舎内)	0584-73-1111	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所環境課(揖斐総合庁舎内)	0585-23-1111	揖斐川町、大野町、池田町
中濃県事務所環境課(中濃総合庁舎内)	0575-33-4011	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所環境課(可茂総合庁舎内)	0574-25-3111	美濃加茂市、可児市、七宗町、富加町、川辺町、東白川村、八百津町、白川町、御嵩町、坂祝町
東濃県事務所環境課(東濃西部総合庁舎内)	0572-23-1111	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所環境課(恵那総合庁舎内)	0573-26-1111	恵那市、中津川市
飛騨県事務所環境課(飛騨総合庁舎内)	0577-33-1111	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
環境生活部環境管理課(岐阜県庁内)	058-272-1111 (内線2832)	